

条例の施行日（公布から施行までの期間）について

1 公文書管理法

1 年 9 か月

2 他自治体における取扱い

最短 2 日～最長 9 か月。

14 市中 4 市（最多）が 6 か月としている。

3 本区の方向性（案）

公文書管理委員会を規定する部分の施行は、公布日とすべきか。（委員会において、各実施機関の規則や規定などの検討が必要であるため。）

施行まで準備期間が必要な規定が条例に含まれるかどうかによって、施行日を一部遅らせるかどうかを検討する。